



長崎県公報

目 次

◎ 条 例

- 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
○長崎県手数料条例の一部を改正する条例
○長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例

所管課(室)名

人 事 課
財 政 課
こども未来課

条 例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第49号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年長崎県条例第5号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（損害賠償責任の一部免責） 第2条 知事等は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、県に対し賠償の責任を負う額から次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について賠償責任を免れるものとする。 （1）地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 県から法第243条の2第1項の損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項若しくは第4項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号の総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア 略 イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は<u>監査委員</u> 4 ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、<u>海区漁業調整委員会の委員</u>、内水面漁場管理委員会の委員又は地方公営企業の管理者 2 エ 略 （2）略	（損害賠償責任の一部免責） 第2条 知事等は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、県に対し賠償の責任を負う額から次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について賠償責任を免れるものとする。 （1）地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 県から法第243条の2第1項の損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項若しくは第4項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号の総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア 略 イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、<u>監査委員又は海区漁業調整委員会の委員</u> 4 ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は地方公営企業の管理者 2 エ 略 （2）略

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

長崎県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第50号

長崎県手数料条例の一部を改正する条例

長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1（第2条関係） 水産部						別表第1（第2条関係） 水産部					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料		1件	3,100円						
2	漁業法第58条の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料		1件	2,600円						
3	漁業法第69条第1項の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査	略				1	漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査	略			
4	漁業法第72条第6項の規定に基づく団体漁業権の共有の認可の申請に対する審査	団体漁業権共有認可申請手数料	略			2	漁業法第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づく漁業権の共有の認可の申請に対する審査	漁業権共有認可申請手数料	略		
5	漁業法第76条第1項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許の申請に対する審査	略				3	漁業法第22条第1項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許の申請に対する審査	略			
6	漁業法第78条第2項の規定に基づく個別漁業権を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査	個別漁業権を目的とする抵当権の設定認可申請手数料	略			4	漁業法第24条第2項の規定に基づく定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査	定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定認可申請手数料	略		
7	漁業法第79条第1項ただし書の規定に基づく個別漁業権の移転の認可の申請に対する審査	個別漁業権移転認可申請手数料				5	漁業法第26条第1項ただし書の規定に基づく定置漁業権又は区画漁業権の移転の認可の申請に対する審査	漁業権移転認可申請手数料			

8	漁業法第88条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく休業中の漁業の許可の申請に対する審査	略			
9	漁業法第109条第1項の規定に基づく沿岸漁場管理団体の指定の申請に対する審査	沿岸漁場管理団体指定に係る申請手数料		1 件	3,900円
10	漁業登録令（昭和26年政令第292号）第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿（漁場図を除く。）の謄本又は抄本の交付	免許漁業原簿（漁場図を除く。）の謄本又は抄本の交付手数料	略		
11～18	略				
19～22	略				
6	漁業法第36条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく休業中の漁業の許可の申請に対する審査	略			
7	漁業法第65条第1項（長崎県漁業調整規則（昭和39年長崎県規則第89号）第6条）又は第66条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料		1 件	3,100円
8	漁業法第65条第1項（長崎県漁業調整規則第15条第1項）又は第66条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料		1 件	2,600円
9	漁業登録令（昭和26年政令第292号）第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿（漁場図を除く。）の謄本又は抄本の交付	免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付手数料	略		
10～17	略				
18から25まで	削除				
26～29	略				

附 則

この条例は、令和 2 年12月 1 日から施行する。

長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年10月13日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第51号

長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例

長崎県安心こども基金条例（平成21年長崎県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 1 略 （この条例の失効）	附 則 1 略 （この条例の失効）

2 この条例は、令和 6 年 9 月30日限り、その効力を失う。 この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の 残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。	2 この条例は、平成33年 9 月30日限り、その効力を失う。 この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の 残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二一四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰明
岩永印刷所